重要事項説明書

（通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション）

1、事業所の概要

事業所名	宗教法人寒川神社　介護老人保健施設　神恵苑
所在地	高座郡寒川町宮山180－1
介護保険事業者番号	1451280007
管理者および連絡先	苑長　鳴　海　裕　之　　電話　0467－75－8677

2、事業所の職員体制等

	常勤加算
苑長（兼　医師）	1 人以上
看護職員	0.9 人以上
介護職員	4.5 人以上
訓練士	1.6 人以上
理学療法士	0.9 人以上
作業療法士	0.6 人以上
言語聴覚士	
管理栄養士	1 人以上

3、職務内容

上記に定める本苑の職員の職務内容は、次の通りとする。

- 苑長は、介護老人保健施設に携わる職員の統括管理、指導を行う。
- 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 事務長は、苑長の命を受け事務全般を統括管理、指導を行う。
- 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション（予）計画に基づく介護を行う。
- 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（予）計画に基づく介護を行う。
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに通所リハビリテーション（予）計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。
- 事務員は、施設入所者の目的が適うよう努めるとともに、苑の運営、維持に努める。
- 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

3、営業日

土・日を除く毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
12月30日から1月3日は休業日とする。

4、営業時間

営業日の午前8時30分から午後5時

5、サービス提供時間

午前9時30分から午後3時30分

6、サービス提供地域（通常の送迎地域）

寒川町（全域）

茅ヶ崎市一部地域（芹沢・行谷・下寺尾・みずき・香川・西久保・萩園）
藤沢市一部地域（宮原・獺郷・打戻）
海老名市一部地域（門沢橋・本郷）

7、利用定員

30人（介護予防通所リハビリテーションを含む）

8、事業内容

通所リハビリテーション（予）は医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（予）計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
通所リハビリテーション（予）計画に基づき、入浴介助を実施する。
通所リハビリテーション（予）計画に基づき、食事をを実施する。
通所リハビリテーション（予）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

9、利用者負担金

① 利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。この金額は、次の3種類に分かれます。（なお、3）又は4）の費用が必要となる場合は、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならない事とされています。疑問点等があればお尋ねください。

（予）通所者利用料金一覧表

介護保険制度では、要介護の程度によって利用料金が異なります。
「2、加算項目」につきましては、対象の方のみ加算されます。

1、一部負担金

基本サービス費	自己負担額		
	1割	2割	3割
要支援　1	2393 円	4,786 円	7,179 円
要支援　2	4461 円	8,921 円	13,382 円
要介護度　1	755 円	1,509 円	2,263 円
要介護度　2	897 円	1,794 円	2,691 円
要介護度　3	1,035 円	2,070 円	3,105 円
要介護度　4	1,200 円	2,399 円	3,599 円
要介護度　5	1,361 円	2,722 円	4,083 円

要支援は月額　要介護は1回分

2、加算項目（対象の方のみ加算されます。）

項目	料金（円）				内容
	1割	2割	3割		
入浴加算（Ⅰ）	43	85	127	/ 日	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有し行われる
入浴加算（Ⅱ）	64	127	190	/ 日	居宅を訪問し居宅の浴室管環境等を踏まえ個別の入浴計画を作成し入浴介助の実施
リハビリテーション提供体制加算	26	51	76	/ 日	常時施設に配置されている理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の合計数が利用者数に対し配置基準を満たしている場合
リハビリマネジメント加算　ハ	837	1,674	2,510	/ 月	リハビリ計画書を作成しリハビリテーション会議を行いLIFEに提出
リハビリマネジメント加算　ハ（6月を超える）	499	998	1,497	/ 月	リハビリ計画書を作成しリハビリテーション会議を行いLIFEに提出
リハビリマネジメント加算　ロ	626	1,252	1,877	/ 月	リハビリ計画書を作成しリハビリテーション会議を行いリハビリ・栄養・口腔のアセスメントを実施し情報をLIFEに提出
リハビリマネジメント加算　ロ（6月を超える）	288	576	864	/ 月	リハビリ計画書を作成しリハビリテーション会議を行いリハビリ・栄養・口腔のアセスメントを実施し情報をLIFEに提出

項目	料金				内容
	1割	2割	3割		
リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明	285	570	855	/ 月	医師より利用者又はその家族に対してリハビリ計画書の説明し、利用者の同意を得た場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 （Ⅱ）	2,026	4,052	6,077	/ 月	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰの条件かつ1月に4回以上リハビリを行いリハビリテーションマネジメント加算(ロ)(ハ)の何れかを算定している事
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 （Ⅰ）	254	507	760	/ 日	退院又は通所開始日の月から3月以内に認知症であると医師が判断した者であってリハビリによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断し医師の指示を受けたリハビリスタッフが集中的に行った場合
栄養アセスメント	53	106	159	/ 月	管理栄養士を1名以上配置し多職種共同で栄養アセスメントを実施し結果を家族に説明し必要時相談に必要に応じLIFEに提出する。
栄養改善加算	211	422	633	/ 回	管理栄養士を1名以上配置し多職種共同して、利用者の摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成している事
口腔機能向上加算（Ⅰ）	159	317	475	/ 回	言語聴覚士・看護師を1名以上配置し口腔機能改善管理指導計画書を作成し口腔機能を定期的に記録している事
科学的介護推進体制加算	43	85	127	/ 月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報をLIFEに提出する。
短期集中リハビリテーション実施加算	116	232	348	/ 日	医師又は医師のしじを受けたリハビリスタッフが利用者に対して退院日又は認定年月日から3ヶ月以内に個別リハを行う。
中重度者ケア体制加算	22	43	64	/ 日	前3か月間の利用者の要介護区分3・4・5の割合が30％以上かつ看護職員を配置している。
サービス体制強化加算Ⅰ	24	47	70	/ 回	介護職員の総数の内介護福祉士が占める割合が70％以上及び勤務年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が25％以上
介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和6年5月まで）	月額の4．7％			/ 月	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するための加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和6年6月より）	月額の8．6％			/ 月	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するための加算
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（令和6年5月まで）	月額の2．0％			/ 月	経験・技能のある介護福祉士の他産業と遜色ない賃金水準を目指し更なる処遇改善を行うための加算

3、1食当たりの実費(1割、2割、3割共通)

食材料費(昼食)	780 円
特別な食事(行事食　月1回)	210 円
特別食	50 円

4、本人の希望による(1割、2割、3割共通)

レクリエーション(材料費)	100 円
誕生会	1,200 円
おやつ代(1回)	100 円
おむつ代(希望により実費)	50 円

その他

ア　自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

A　銀行振り込み(期日までに利用者の方がお振り込み願います。)

B　自動口座引き落とし、(ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。)

C　現金払い(サービス提供時に毎回又は月1回定められた日にお支払いお願いします。)

イ　上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)の場合について記載しています。
居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。

※　介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度を超える場合を含む。)には、全額負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)

① 基本単位(要介護1)755+サービス提供体制強化算22単位+リハビリテーション提供体制加算24単位

＊利用者負担額（１割）の算出方法

①の計算による１か月のサービス合計単位数×地域単価１０.５５＝○○円（１円未満切り捨て）

○○円－（○○円×０．９（１円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

1回あたり利用料の概算

①以外の加算は対象者の加算されます

要支援1・2の方は、保険負担分は、1カ月定額で食費等が1回分です。

＜1割＞

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
保険負担分	803 円	946 円	1,084 円	1,248 円	1,410 円
食費	780 円	780 円	780 円	780 円	780 円
レクリエーション	100 円	100 円	100 円	100 円	100 円
おやつ代	100 円	100 円	100 円	100 円	100 円
合 計	1,783 円	1,926 円	2,064 円	2,228 円	2,390 円

＜2割＞

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
保険負担分	1,606 円	1,891 円	2,167 円	2,496 円	2,819 円
食費	780 円	780 円	780 円	780 円	780 円
レクリエーション	100 円	100 円	100 円	100 円	100 円
おやつ代	100 円	100 円	100 円	100 円	100 円
合 計	2,586 円	2,871 円	3,147 円	3,476 円	3,799 円

＜3割＞

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
保険負担分	2,409 円	2,836 円	3,251 円	3,744 円	4,229 円
食費	780 円	780 円	780 円	780 円	780 円
レクリエーション	100 円	100 円	100 円	100 円	100 円
おやつ代	100 円	100 円	100 円	100 円	100 円
合 計	3,389 円	3,816 円	4,231 円	4,724 円	5,209 円

＜1割＞

	要支援1	要支援2			
保険負担分	2,393 円	4,461 円			
食費	780 円	780 円			
レクリエーション	100 円	100 円			
おやつ代	100 円	100 円			
合 計	3,373 円	5,441 円			

＜2割＞

	要支援1	要支援2			
保険負担分	4,786 円	8,921 円			
食費	780 円	780 円			
レクリエーション	100 円	100 円			
おやつ代	100 円	100 円			
合 計	5,766 円	9,901 円			

＜3割＞

	要支援1	要支援2			
保険負担分	7,179 円	13,382 円			
食費	780 円	780 円			
レクリエーション	100 円	100 円			
おやつ代	100 円	100 円			
合 計	8,159 円	14,362 円			

10、当施設のサービスの方針等

本苑では、介護老人保健施設計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 本苑では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 本苑では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 本苑では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省ガイドラインンに則り本苑が得た利用者の個人情報については、本苑での介護サービスの提供にかかる以外の利用者は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

7 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

11、併設サービス

1. 通所リハビリテーション　2. 介護予防通所リハビリテーション
3. 短期入所療養介護　4. 介護予防短期入所療養介護　5. 居宅介護支援事業所
6. 訪問リハビリテーション　7. 介護予防訪問リハビリテーション

12、サービス利用に当たっての留意点

通所リハビリテーション(予)利用に当たっての留意事項は以下のとおりとする。

・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をいただくこととする。食事は、9、に利用料として規定されるものであるが、同時に施設は8、の規定に基づき利用者の心身の状況に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理、決定できる権限を委任いただくこととする。
・ 禁酒・禁煙とする。
・ 火気の取り扱いは、認めない。
・ 設備・備品の取り扱いには、十分注意をして使用すること。
・ 所持品・備品等の持ち込みは、施設が準備した物以外は持ち込みは禁止する。
・ 金銭・貴重品の管理は、事務所に預けること
・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止とする。
・ 他者への迷惑行為は禁止とする。
・ 通所リハビリテーション(予)利用時の医療機関での受診は、利用を中止し家族が対応する。
・ その他ご不明点がありましたら、近くのスタッフまでお気軽に話して下さい。
・ 他利用者への迷惑行為は禁止とする。

13、事故発生時の対応

当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

14、在宅復帰について

入所後、3ヶ月毎に在宅復帰の可否を検討する会議を致します。
事前に当苑ケアマネジャーよりご希望等をお尋ねいたします。

15、緊急時の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 : 連絡先 :
緊急連絡先	氏名 : 連絡先 :

16、協力病院等

名　　称	宗教法人寒川神社　寒川病院
代 表 者	代表役員　利根康教
所 在 地	寒川町宮山193
連 絡 先	0467-75-6680

名　　称	松井歯科医院
代 表 者	松井新吾
所 在 地	茅ヶ崎市松浪2－3－41
連 絡 先	0467-82-7754

17、非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事務長を充てる。
(2) 火元責任者には、本苑職員を充てる。
(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
(6) 防火管理者は、本苑職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
　① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・・・・・　年2回以上
　　(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)

② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・　年1回以上
③ 利用者を含めた風水害の避難訓練・・・・・・・・・・・・・・　年1回以上
④ 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・・・・・　随時

(7) その他必要な防災防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
(8) 本苑は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
(9) 水害対策は、避難確保計画の策定、訓練、市町村への報告を行う。

18、業務継続計画の算定等

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を算定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、本苑職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

19、服務規律

職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

1 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
2 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

20、相談窓口、苦情対応

1 サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口	電話番号	0467-75-8677
	FAX番号	0467-75-8655
	窓　　口	支援相談員、長塚　恭士
	対応時間	8:30～17:00

2 苦情処理の手順

(1) 苦情内容の聞き取り及び把握
(2) 問題が生じた所属長に苦情内容を伝達
(3) 管理者等施設の責任者に苦情内容を伝達するとともに、問題が生じた部署での対処の問題点を伝達する。
(4) 施設としての意思決定
(謝罪、事実の伝達(説明)、市町村、国民健康保険団体連合会等への報告等)
(5) 施設の苦情委員会に於いて内容、問題点及び再発防止について検討をする。
(6) 施設に於ける反省事項の整理
(7) 苦情処理台帳への記載

3 施設内に投書箱等を設置し、無記名の投書についても検討し、業務の向上に努める。

4 利用者からの苦情に関して、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力する

とともに、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行う。

○ 公的機関においても、次の期間に於いて苦情申出等が出来ます。

市町村介護保険相談窓口 寒川町高齢介護課	所 在 地	寒川町宮山165
	電話番号	0467-74-1111
	FAX番号	0467-74-5613
	対応時間	8:30～17:00

神奈川県国民健康保険団体連合会 （国保連） 介護保険課介護苦情相談係	所 在 地	横浜市西区楠町27－1
	電話番号	045-329-3447　　0570-022110
	対応時間	8:30～17:15 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）

市町村介護保険相談窓口	所 在 地	
	電話番号	
	FAX番号	
	対応時間	

21、身体的拘束等

1 当施設は、原則として利用者に対し身体的拘束等を廃止する。
但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体的拘束等を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
（1） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
（2） 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
（3） 介護職員その他の職員に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

3 委員会は、苑長、看護職員、介護職員、相談員で組織する。

4 行動制限の内容、手順等については、別に定めるものとする。

5 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

22、褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組のひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を予防するため対策を整備する。

23、衛生管理について

入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、
衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具

の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないように水回り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

3 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当苑における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を等を活用して行うことができるものとする。)を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 当苑における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 当苑において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(4)「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

4 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

5 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

24、虐待の防止等

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

2 虐待防止のための指針を整備する。

3 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

25、その他の重要事項

地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。若しくは自由に閲覧できる形で配架するものとする。

3 本苑は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職員において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲をこえるものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

26、協力病院等

名称　宗教法人寒川神社　寒川病院
所在地　寒川町宮山193
連絡先　0467－75－6680

2 名称　松井歯科医院
所在地　茅ヶ崎市松浪2－3－41
連絡先　0467－82－7754

27、職員の質の確保

本苑職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2　本苑は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

28、守秘義務および個人情報の保護

1 本苑職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、本苑職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

2 本苑職員は、個人情報保護に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、利用者とその関係者に関する個人情報を適切に取り扱うよう努める。

29、当法人の概要

法人の名称	宗教法人寒川神社
代表者名	利根 康教
所在地・電話	寒川町宮山3916
業務の概要	祭紀 崇敬者の教化育成 社会福祉等の事業

30、職員の健康管理

職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

令和6年11月1日

［証明確認欄］

重要事項について文書を交付し、説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　宗教法人寒川神社 介護老人保健施設 神恵苑

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

私は重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿